

ひとり親家庭への支援

ひとりで子育てをしている人へ様々な支援を行っています。
内容を確認し、必要な手続きを行きましょう。

助成・給付など

問 子ども政策課 TEL 674-7832

児童扶養手当

児童が18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。なお、一定の障がいがある場合は20歳に到達するまで)で、父母の離婚などにより、母または父と生計を同じくしていない児童や、一定の障がいのある父母をもつ児童を養育している母または父、その児童を父母に代わって養育している養育者に対して支給します。(所得制限あり)

ひとり親家庭医療費助成制度

児童扶養手当、年金等を受給しているひとり親家庭の母および父(養育者を含む)とその児童が医療機関にかかった時の保険診療自己負担額を助成します。(所得制限あり)

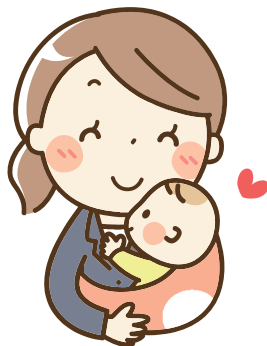
また、入院時食事療養標準負担額は0~18歳の児童のみ助成対象となります。
※児童の年齢は18歳まで(18歳に達した日以降、最初の3月31日まで)
※母および父(養育者を含む)については自己負担あり

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、医療講座等の教育訓練を受講するひとり親家庭の母または父に対し給付金を支給します。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が看護師等の就職に結びつきやすい資格を取得するにあたり、生活の負担軽減のため、養成機関で修学する期間中(上限有)について高等職業訓練促進給付金等を給付します。(所得制限あり)



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の母および父とその児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給します。

養育費の履行確保等支援事業

養育費の取り決めを行うひとり親家庭の母または父が、養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や、保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用の一部を支給します。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭および寡婦の生活の安定と自立の助成を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付をします。(所得制限あり)

生活支援など

問 子ども政策課 TEL 674-7832

ひとり親家庭相談事業

ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭に対する相談を受けています。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、寡婦、父子家庭に対し、自立促進や社会的な事由により、一時的に家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行います。

※事前登録が必要です。
※一定額以上の所得がある場合は有料です。



発達にサポートが必要な児童への支援

児童発達支援

☎ 子育て支援課(児童発達支援事務所) TEL 686-3032 FAX 686-3531

言葉の遅れやよく動き回る、歩くのが遅い、友達と遊べないなど、発達に課題や気かりなことがある未就学の児童とその保護者を対象に、専門スタッフが日常生活や遊びなどを通じて、基本的な日常生活動作の習得や集団生活への適応のための支援を行います。

名称	所在地	連絡先	内容
児童発達支援センター 高槻市立療育園	郡家本町5-3	☎681-6420 FAX681-4059	主に就学前の肢体不自由児、知的障がい児や発達上課題のある児童に対して、保護者同伴で通園し、理学療法や作業療法の訓練や保育と保護者への相談支援等を実施します。
児童発達支援事業所 高槻市立うの花療育園	郡家本町5-5	☎685-3803 FAX685-3805	主に概ね3歳から就学前の知的障がい児や発達上課題のある児童に対して、週5日通園し、療育や保護者への相談支援等を実施します。
児童発達支援事業所 めばえ教室	城内町1-11 障がい者 福祉センター3階	☎674-9282 FAX661-3508	概ね2歳の発達に課題のある児童に対して、保護者同伴で週1回通園し、療育や相談支援を実施します。
児童発達支援事業所 第2めばえ教室	郡家本町5-5 うの花療育園内	☎685-3804 FAX685-3805	

放課後等デイサービス

☎ 子育て支援課(児童発達支援事務所) TEL 686-3032 FAX 686-3531

学校教育法で定められる学校(ただし、幼稚園及び大学は除く。)または専修学校等に在学中の言葉の遅れや、落ち着きがない、対人関係がうまく取れないなど、発達に課題や気かりなことがある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための支援等を継続的に提供し、社会との交流や放課後等の居場所作りを行います。



居宅訪問型児童発達支援

☎ 子育て支援課(児童発達支援事務所) TEL 686-3032 FAX 686-3531

重度の障がいにより児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、児童の居宅を訪問し、基本的な日常生活動作や、知識技能の習得のための支援等を行います。

名称	所在地	連絡先	内容
児童発達支援センター 高槻市立療育園	郡家本町5-3	☎681-6420 FAX681-4059	重度の障がいのある未就学児に対して、週1回程度居宅を訪問し、保育を中心に理学療法及び作業療法の側面からの支援を実施します。

保育所等訪問支援

☎ 子育て支援課(児童発達支援事務所) TEL 686-3032 FAX 686-3531

保育所や学校などを利用する児童や利用する予定の児童が、保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、専門職が保育所等を訪問し、情報共有を図るとともに、集団のなかで安心、安定した利用ができるように、支援や助言を実施します。

名称	所在地	連絡先	対象
児童発達支援センター 高槻市立療育園	郡家本町5-3	☎681-6420 FAX681-4059	肢体不自由児、知的障がい児や発達上課題のある児童
児童発達支援事業所 高槻市立うの花療育園	郡家本町5-5	☎669-8735 FAX685-3805	主に知的障がい児や発達に課題のある児童

- ◎サービスの利用には、一定の条件があり、受給者証の申請が必要です。
- ◎サービスの利用には、市町村民税額に応じた自己負担が発生します。また、条件により上限月額が定められています。

広告

自分のペースで自分らしく
児童発達支援・放課後等デイサービス

NOZOMIの鈴

見学随時受付中

2025年1月OPEN!

NOZOMI 保育園
高槻園・茶川園

株式会社 NOZOMI

〒569-0056 高槻市城南町1丁目6番6号

TEL.072-639-7926

shien@nozomi-hoiku.jp

児童発達相談支援(障がい児相談支援)

0歳から18歳未満の児童の発達に関する相談支援を、市内の社会福祉法人に委託して実施しています。

言葉が遅い、歩行の遅れ、友達と遊べない、多動などの療育・養育等に関する心配事など、気軽にご相談ください。

相談窓口 P67「子育て相談窓口」の「児童発達相談支援(障がい児相談支援)」「発達相談」の欄をご確認ください。

手当・助成

制度名	受給対象者	窓口
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の在宅の障がい児を養育されている方 (原則、児童と同居監護し、生計を同じくしていること) ①身体障がい者手帳1～3級の一部(下肢障がいは4級まで) ②重度、中度の知的、精神障がい ③その他、障がい、疾病により上記と同程度の状態 ※所得制限有り	
障がい児福祉手当	次のいずれかに該当する20歳未満で常時の介護が必要な在宅の方 ①身体障がい者手帳1級または2級の一部 ②最重度の知的障がい、精神障がい ③その他、障がい、疾病により上記と同程度の状態 ※所得制限有り	
重度障がい者医療	重度障がい者の方が医療機関で受診した保険診療自己負担分を助成 ①身体障がい者手帳1・2級を所持している方 ②知的障がいの程度がA判定の方 ③知的障がいの程度がB1でかつ身体障がい者手帳3～6級を所持している方 ④精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方 ⑤特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証を所持し、障がい年金1級相当または特別児童扶養手当1級相当の方 ※所得制限、自己負担あり P29「子ども医療」、P60「ひとり親家庭医療」の対象となる方は、そちらを選択すると自己負担の条件が有利になります。	障がい福祉課 ☎674-7164
自立支援医療(育成医療)給付	障がい児、または障がいに係る医療を行わないとき将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいを軽減する手術等の治療に必要な自立支援医療費を支給 ※所得に応じて自己負担有り(一部所得制限有り)	
特別補聴器の助成	18歳未満であって次の要件の全てを満たす者 ①保護者が高槻市内に居住していること ②原則として、両耳の聴力レベルが30dB以上で、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならないこと	
人工内耳装置等の購入、修理の助成	人工内耳を装着している18歳未満の児童に、人工内耳装置又は人工内耳用の空気電池、充電電池、充電器等の購入、修理の費用を助成。 ただし、人工内耳装置の購入等に関し、医療保険等の他の給付を受けることができる者を除く。	子育て支援課 ☎686-3032

相談窓口

to protect children

\\ もしかして虐待?と思ったら迷わずに通報しましょう! //



児童虐待(の疑い)に気づいたら



子育てがつらいと感じたとき

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたとき

保護者との暮らしがつらいと感じている18歳未満のご本人

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます

秘密は厳守しますので安心してご相談ください

緊急のとき

児童相談所虐待対応ダイヤル

189

こちらでも受け付けてます!

問い合わせ先	受付時間	電話番号
子育て支援課(子ども家庭まもりセンター) (児童虐待等防止連絡会議事務局)	月～金 午前9時～午後5時15分 (祝日、年末年始を除く)	☎072-686-5363
夜間休日虐待通告専用電話 (大阪府吹田子ども家庭センター)	平日午後5時45分～翌日午前9時 および土、日、祝日、年末年始	☎072-295-8737
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	24時間対応	☎0120-0-78310(なやみいおう)
子どもの人権110番(法務省)	平日午前8時30分～午後5時15分	☎0120-007-110

児童虐待とは

保護者により18歳未満の子どもの加えられた行為(単なる事故ではない)で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や、発育を損なう場合を言います。
「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を以下の4つの行為類型に分類しています。

身体的虐待

身体に外傷(打撲傷、内出血などのあざ、骨折、刺傷、やけどなど)を与えることや暴力行為(殴る、蹴る、首を絞める、溺れさせる、逆さ吊りにする、戸外に締め出す、熱湯をかける、異物を飲み込ませる)など

心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的な態度で、子どもに心理的外傷を与える行為。
子どもの心を傷つけることを言う、極端に無視する、兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをするなど。
また子どもの目の前で行われる家庭内暴力など

性的虐待

性交、性的暴力、性的行為の強要。子どもにわけつな行為を見せることや、ポルノグラフィの被写体を強要する、身体に執拗に触れるなども含まれます。

ネグレクト(養育の拒否・保護の怠慢)

- 適切な食事を与えない
- 入浴させない
- 不潔な環境の中で生活させる
- 病気になるっても医師の診察を受けさせない
- 子どもの意思に反して学校などに登校させない
- 乳幼児を家や車中に残したまま外出する など

